

報道関係者各位

令和4年6月20日
女川町

下水道使用料の誤徴収について

本町職員の不適切な事務処理により、下水道使用料を平成27年1月分から令和4年2月分までの7年間で、合計金額1,092,070円を誤って徴収していたことを報告します。

不適切な事務によりご迷惑をお掛けした皆様に心からお詫び申し上げますとともに、町民皆様の信頼を損なうことのないよう、更なる職員の指導と再発防止を徹底し、綱紀粛正に努めてまいります。

記

(事案の概要)

当該事案は、町内民間賃貸アパートで個別浄化槽を設置していたにも関わらず、公共下水道に接続していると担当職員が思い込み、平成27年1月分から下水道使用料を徴収していた。

誤徴収をしていた件数と金額は、延べ25件で1,092,070円。

■問合せ先

女川町役場上下水道課 木村
☎0225-54-3131(281)